

生活保護のしおり



このしおりには、正しい^{ただ}保護^{ほご}を行うために知^しっておいていただきたいこと、守^{まも}っていただきたいことなどが書かれています。

この「しおり」をよく読^よんで、保^ほ管^{かん}しておいてください。

坂井市福祉事務所 福祉総合相談課

(住 所) 坂井市坂井町下新庄第1号1番地

(電話番号) 0776-50-3163

目次

■生活保護とは	
1. 生活保護の原則	… 1
2. 生活保護の要件	… 2
3. 生活保護における優先事項	… 2
■生活保護の決定方法・種類について	
1. 生活保護の決定方法	… 3
2. 保護の種類	… 4
■生活保護受給期間中について	
1. 守られていること（権利）	… 4
2. 守っていただきたいこと（義務）	… 5
3. 減額や免除される制度	… 6
4. 病院へ行くとき	… 7
5. 介護を受けるとき	… 7
■後発医薬品（ジェネリック医薬品）について	… 8
■生活保護費の支給について	
1. 支給方法	… 9
2. 金額について	… 9
■生活保護費の返還・徴収について	
1. 生活保護費の返還について	… 9
2. 不正受給について	…10
■生活保護の停止・廃止について	…10

生活保護とは

生活保護とは、自分のもつ能力や資産など、あらゆるものを活用しても、生活ができなくなったときに、憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困っているすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて、国の責任で健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その世帯の自立を助けることを目的とした制度です。

1. 生活保護の原則

(1) 申請保護の原則

本人など（扶養義務者または同居の親族）の申請により開始されます。

(2) 基準・程度の原則、必要即応の原則

生活保護の金額は、国において決定された基準に決められ、年齢・世帯構成・所在地・健康状態などにより、それぞれに必要な保護を有効かつ適切に行います。

(3) 世帯単位の原則

生活保護は、同居している世帯を単位として行います。

2. 生活保護の要件

(1) 稼働能力の活用

はたら のうりよく かつよう
働く能力のある方は、働いてください。

(2) 資産の活用

よちよきん ゆうかししょうけん せいめいほけん せんがいほけん とち かおく じどうしゃ
預貯金や有価証券、生命保険、損害保険、土地、家屋、自動車、
ききんぞく などの資産については、う 売るなどして、まずは せいかつひ
貴金属などの資産については、売るなどして、まずは生活費にあ
ててください。

また、きょじゅうようふどうさん しょうゆう こうれいしゃせたい ようほご
また、居住用不動産を所有している高齢者世帯で、要保護
せたいむけちょうきせいかつしえんしきん りょう かのう せたい せいかつほご
世帯向け長期生活支援資金の利用が可能な世帯は、生活保護に
ゆうせん
優先して、まず、この貸付制度を利用してください。

(3) 他の法律や制度の活用

ほか ほうりつ せいど かつよう
他の法律や制度で給付等が受けられる場合は、ゆうせん
他の法律や制度で給付等が受けられる場合は、優先してそれら
のせいど う
の制度を受けてください。

(例：かくしゅねんきん おんきゅう こようほけん ろうさい じどうふようてあて こうがくりょう
(例：各種年金、恩給、雇用保険、労災、児童扶養手当、高額療
ようひせいど じりつしえんいりょうせいど せいかつふくししきんかしつけ
養費制度、自立支援医療制度、生活福祉資金貸付など)

3. 生活保護における優先事項

(1) 扶養義務者からの援助

おや こ きょうだいしまい ふようぎむしや えんじょ ゆうせん う
親や子、兄弟姉妹などの扶養義務者からの援助を優先して受けて
ください。

生活保護の決定方法・種類について

1. 生活保護の決定方法

○生活保護費 = 最低生活費 — 世帯の収入

最低生活費（保護の基準）は、あなたの家族構成や人数、年齢などによって、国が定めています。そして、この基準とあなたの世帯の全ての収入を比べて、基準より収入が少ないときにその不足分を支給します。

収入	生活保護費	
		収入が最低生活費を下回るため、その不足分の生活保護費が受けられます。
最低生活費		国が定めた基準
		収入が最低生活費を上回るため、生活保護は受けられません
収入	収入	

(1) 最低生活費とは、国で定めた「生活費の基準」による1か月の生活費を最低

生活費といいます。最低生活費は、世帯の人数や年齢及び必要な扶助により計算されます。

(2) 収入とは、給料・年金・手当・仕送りなどの世帯に入ったすべてのものをいいます。

なお、働いた収入については、社会保険料などの経費のほか、一定額の控除をおこなう特別な取り扱があります。

2. 保 護 の 種 類

生活保護の種類としては、8つの扶助があります。

- ・生活扶助・・・衣食、その他の日常生活費
- ・住宅扶助・・・家賃や地代
- ・教育扶助・・・義務教育に必要な給食費や学用品代
- ・介護扶助・・・介護を受けるのに必要な費用
- ・医療扶助・・・医療を受けるのに必要な費用
- ・出産扶助・・・出産に必要な費用
- ・生業扶助・・・仕事に就いたり、高校に就学するための費用
- ・葬祭扶助・・・葬式に必要な費用

その他に臨時的に必要な費用に対する扶助もありますので、事前に地区担当員に相談して下さい。

生活保護受給期間中について

1. 守られていること(権利)

1. 不利益変更の禁止（生活保護法第56条）

- ◆ 正当な理由が無ければ、すでに決定された保護の内容を不利益に変更されることはありません。

2. 公課禁止（生活保護法第57条）

- ◆ 保護金品については税金を課せられることはありません。

3. 差押・譲渡禁止（生活保護法第58条・59条）

- ◆ 保護金品またはこれを受ける権利を、差し押さえられたり、譲渡すること（させられること）はできません。

2. 守っていただきたいこと（義務）

1. 生活上の義務（生活保護法第 60 条）

- ◆ 家計の節約に努めて、計画的に生活してください。
 - ◆ 家賃や各種公共料金などは滞納せず、支払ってください。
 - ◆ 健康でありながら、働いていない人は、働いてください。また、収入の増加に努めてください。
 - ◆ 病気やケガを患っている人は、医師の指示に従って治療してください。
 - ◆ パチンコや競輪、競艇などのギャンブル場にて、浪費しないでください。
 - ◆ 親や子、兄弟姉妹などには、積極的に援助をお願いしてください。
- 18歳以下の子供がいて、親と別れて生活している世帯は、その親に対し、養育費を請求してください。
- ◆ 保護を適正に実施するために訪問や調査を行う場合がありますので、その際は協力してください。

2. 届出の義務（生活保護法第 61 条）

下記のようなときは、必ず福祉総合相談室まで届け出てください。

（1）収入について

- ◆ 給与収入（賞与含む）や年金、恩給、各種手当、養育費、仕送りの金額が変わった場合。
未成年者（学生も含む）であってもアルバイトをした場合でも必ず届けて出てください。
- ◆ 臨時収入があった場合。
（資産の売却金や保険金、交通事故の補償金・示談金など。）
また年に一回は現金・預金・動産・不動産等の資産に関して申告してください。
- ◆ 年齢が16歳から64歳までの稼働年齢層にある人は、月に一度は収入申告書を提出してください。ただし、高齢の人や病気等で求職

かつどう で き ひと しゅうにゅう う む かか ねん いちど かなら しゅうにゅう
活動が出来ない人は、収入の有無に関わらず、年に一度は必ず収入
しんこくしよ ていしゅつ
申告書を提出してください。

(2) 世帯状況について

- ◆ しごと はじ や か
仕事を始めるとき、辞めるとき、変えるとき。
- ◆ しゃかいほけん かにゅう
社会保険に加入したとき。
- ◆ けっこん にんしん しゅっさん しぼ う てんにゅう てんしゅつ しんがく たいがく こうつう じ こ
結婚や妊娠、出産、死亡、転入、転出、進学、退学、交通事故など。
- ◆ てんきよ ひつよう やちん ちだい きんがく か
転居を必要とするとき、家賃や地代の金額が変わったとき。
- ◆ ちょうきかん る す
長期間、留守にするとき。
- ◆ かいご しょうがい にんてい う
介護や障害などの認定を受けたとき。

3. その他

(1) 自家用車について

- ◆ じかようしゃ けいじどうしゃ げんつきばい く ふく しよゆう しよう
自家用車（軽自動車、原付バイクも含む。）は、所有や使用すること
はもちろん、他人名義の車でも運転することは原則として禁止されて
います。
- ◆ ただ つういん つうきん うえ ひつよう みと ばあい かぎ
但し、通院や通勤をする上で必要と認められる場合は、その限りでは
ありませんが、かなら ちく たんとうしゃ じぜん そうだん
必ず地区担当者まで事前に相談してください。

(2) 借金について

- ◆ せいかつ ほ ご う あいだ しゃつきん で き ねんきん
生活保護を受けている間は借金をすることは出来ません。また、年金
担保貸付の利用もできません。
- かり や え じじょう しゃつきん ばあい かなら しんこく
仮に止むを得ない事情により、借金をした場合は、必ず申告して
ください。それらは収入として認定し、せいかつ ほ ご ひ へんかん
生活保護費を返還義務が発生
生します。

3. 減額や免除される制度

せいかつ ほ ご う あいだ げんがく めんじよ せいど くわ ちく
生活保護を受けている間は減額や免除される制度があります。詳しくは地区
たんとうしゃ と あ
担当者にお問い合わせください。

(1) 国民年金保険料

(2) 保育料

(3) 日本放送協会（NHK）の放送受信料

4. 病院へ行くとき

1. 通院する場合

(1) 通院する際には、福祉総合相談室又は、支所福祉課で傷病届を出してださい。

(2) 夜間や休日、緊急時に受診した際には、事後でも構いませんので、地区担当者まで連絡してください。

2. 入院・退院する場合

(1) 入院、退院したときは、必ず地区担当者まで連絡してください。

(2) 入院の際、個室料などの保険診療以外の分は自己負担となります。

3. その他

(1) 生活保護の指定病院以外への受診や保険の適用外の治療を受けた場合は、自己負担となりますのでご注意ください。

(2) 同じ病気やケガで2ヶ所以上の病院への受診は原則出来ません。

(3) 勤務先の健康保険証や任意継続健康保険証を持っている人は病院の窓口で提示してください。

(4) 交通事故にあった場合、相手方の損害保険にて医療費の負担が可能であるため、生活保護費からの支給は原則出来ませんので、必ず報告してください。

5. 介護を受けるとき

65歳以上の高齢者、または40歳以上65歳未満の人で「初老期の認知

症・脳血管疾患など特定疾病の病気があり、自力で生活を維持することが困難

なときに介護保険サービスを利用することができます。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）について

生活保護を受けている方は、後発医薬品が使用できる場合には、後発医薬品を使っていただくことになります。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効き目を持つ医薬品のことです。

1. 効き目や安全性は、先発医薬品と同等です。

国では、後発医薬品が、先発医薬品と効き目や安全性が同じかどうかについて、欧米と同様の基準で審査を行っています。

2. 先発医薬品より値段が安く経済的です。

後発医薬品のほとんどは、先発医薬品より値段が安くなっています。医療にかかる費用を抑えるため、政府全体として後発医薬品が使われるよう取り組んでいます。

3. 欧米では、幅広く使われています。

アメリカやイギリス、ドイツでは、使われている医薬品のうち、約半分は後発医薬品です。

◎ 生活保護を受けている方は、安全で同じ効き目があり、値段が安い後発医薬品を原則使っていただくことになります。

◎ 症状によっては、後発医薬品が使えない場合があるので、医師や薬剤師に後発医薬品が使えるかどうか相談して下さい。

生活保護費の支給について

1. 支給方法

- (1) 原則、毎月1日（ただし、1日が土日・祝日の場合、その前日の平日）にその月分の保護費を支給します。原則、金融機関の口座振込となります。理由などがある場合は、支所福祉課窓口で支給されます。

その際には印鑑を持って来てください。

- (2) 医療費や介護費については、直接、病院や介護施設等に支払います。

2. 金額について

- (1) 世帯の収入によっては、毎月、生活保護費が変更となります。収入に変更があった場合は必ず届け出てください。

- (2) 入院期間が長期となった場合には、生活保護費の額が変更となります。

生活保護費の返還・徴収について

1. 生活保護費の返還について

- (1) 世帯の収入が変わった時や入院が長期間になった場合などは、すでに支給した生活保護費の一部を返還していただきます。

- (2) 資力があるにも関わらず、生活保護を受けた場合、すでに支給した生活保護費の全額または一部を返還していただきます。

(生活保護法第63条)

- 【具体的例】 ① 財産を売ったりしたとき。
② 年金などをさかのぼって受給したとき。

③ 交通事故により、保険金や補償金、示談金を受け
取ったとき。

④ 生命保険などの保険金や解約返戻金を受け取っ
たとき。 など

2. 不正受給について（生活保護法第 78 条）

(1) 収入の申告をしなかったり、ウソの申告をして不正に生活保護費を受
け取った場合、支給した生活保護費を返還していただきます。

(2) 悪質な方法で生活保護費を受給していた場合は、生活保護法第85条や
刑法などの法律により罰せられることもあります。

生活保護の停止・廃止について

次のような場合には生活保護が停止または廃止となります。

- (1) 最低生活費を上回る収入があるとき。
- (2) 福祉事務所の指導や指示に従わなかったとき。
- (3) 必要な調査を正当な理由なく、拒んだとき。
- (4) 逮捕・拘留されたとき。